

角田市監査委員告示第2号

地方自治法第199条第4項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

平成26年3月26日

角田市監査委員 喜多 正行
角田市監査委員 柄目 孝治

記

1. 監査の種類

定期監査（地方自治法第199条第4項の規定に基づく同条第1項の規定による「財務に関する事務の執行」の監査）

2. 監査の対象

会計課、検査室、議会事務局、選挙管理委員会事務局、農業委員会事務局

3. 監査の期間

平成26年1月8日（水）から同年1月14日（火）まで

4. 監査の範囲

平成25年11月末日現在の平成25年度予算の経理業務、契約・検収業務、物品の管理業務及び平成24年度補助金等交付分。また、平成24年度予算の執行及び財務事務処理等であっても監査を必要としたもの。

5. 監査の方法

事前調査のために予め提出を求めた資料及び監査当日提示された関係書類、帳簿、証拠書類を「予算執行の適正性」「契約締結の公正性」及び「物品管理の適正性」に主眼を置いて試査・照合し、処理の適法性・公正性及び効率性等を検討するとともに、関係職員から説明を聴取する等の方法により実施した。

6. 監査の結果

「予算執行の適正性」「契約締結の公正性」及び「物品管理の適正性」については、概ね適正に確保されていると認めた。

例年数多くの誤りが見られる随意契約に係る事務処理については、若干改善の兆しが見られるものの、依然として地方自治法施行令及び角田市契約規則の選択号数の誤謬、選択理由の欠如等が見受けられたほか、起案書においても決裁日、完結日の記載の欠如等が見受けられるなど、適正性を欠くものが散見されたので、市長及び行政委員会の長に適正な事務処理及び指導を要望した。

なお、監査の過程で見受けられた留意を要する事項等については、その都度関係者に改善・検討を要望したので、記述を省略する。

角田市監査委員告示第3号

地方自治法第199条第4項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

平成26年3月26日

角田市監査委員 喜多 正行

角田市監査委員 柄目 孝治

記

1. 監査の種類

定期監査（地方自治法第199条第4項の規定に基づく同条第1項の規定による「財務に関する事務の執行」の監査）

2. 監査の対象

教育総務課、生涯学習課、市民センター整備室、郷土資料館、図書館、学校給食センター、

3. 監査の期間

平成26年1月21日（火）から同年2月12日（水）まで

4. 監査の範囲

平成25年12月末日現在の平成25年度予算の経理業務、契約・検収業務、工事の計画・実施業務、物品・財産の管理業務及び平成24年度補助金等交付分。また、平成24年度予算の執行及び財務事務処理等であっても監査を必要としたもの。

5. 監査の方法

事前調査のために予め提出を求めた資料及び監査当日提示された関係書類、帳簿、証拠書類を「予算執行の適正性」「契約締結の公正性」「工事計画・実施の合理性」及び「物品・財産管理の適正性」に主眼を置いて試査・照合し、処理の適法性・公正性及び効率性等を検討するとともに、関係職員から説明を聴取する等の方法により実施した。

6. 監査の結果

「予算執行の適正性」「契約締結の公正性」「工事計画・実施の合理性」及び「物品・財産管理の適正性」については、概ね適正に確保されていると認めた。

例年数多くの誤りが見られる随意契約に係る事務処理については、若干改善の兆しが見られるものの、依然として地方自治法施行令及び角田市契約規則の選択号数の誤謬、選択理由の欠如等が見受けられたほか、起案書においても決裁日、完結日の記載の欠如等が見受けられるなど、適正性を欠くものが散見されたので、適正性を欠くものが散見されたので、市長及び教育長に対して適正な事務処理及び指導を要望した。

なお、監査の過程で見受けられた留意を要する事項等については、その都度関係者に改善・検討を要望したので、記述を省略する。